

# 輸入食品の安全性確保の取組み

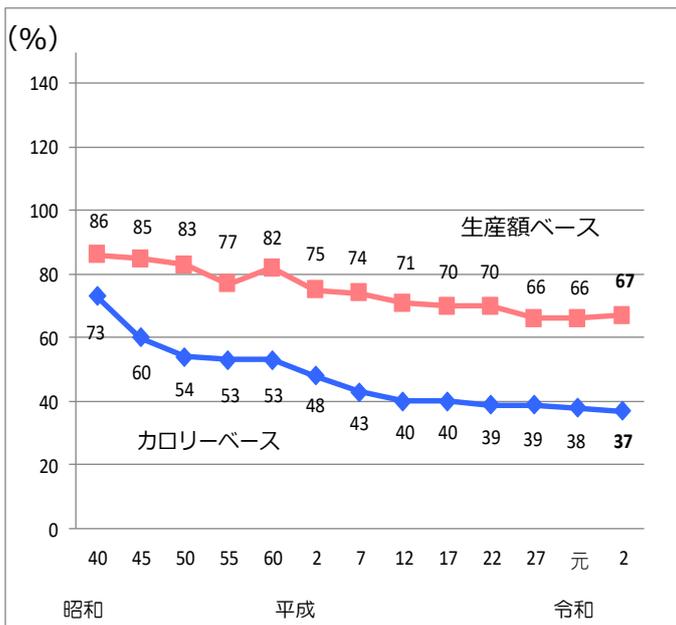
～令和4年度輸入食品監視指導計画（案）について～

医薬・生活衛生局 食品監視安全課  
輸入食品安全対策室



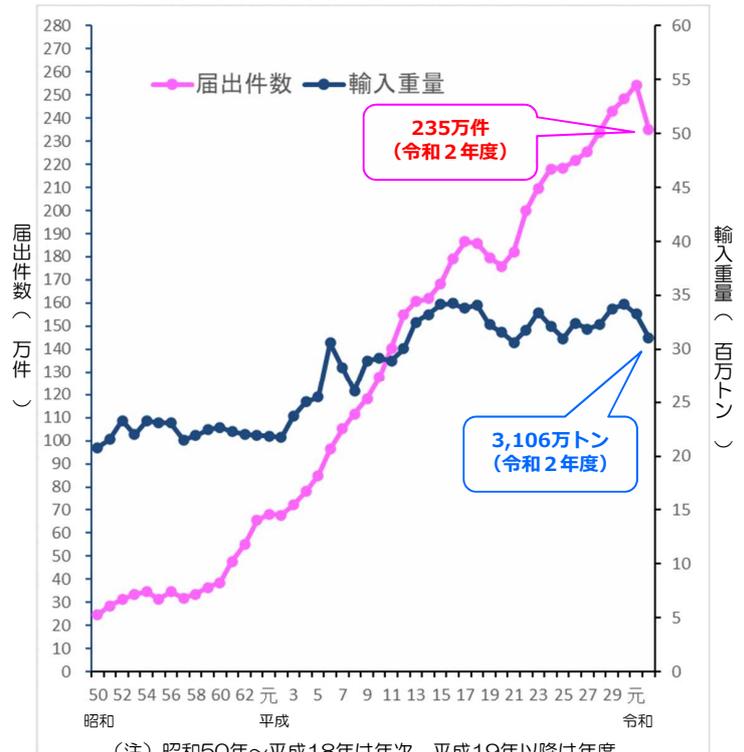
## 日本は食料の多くを海外に依存

### 日本の総合食料自給率の推移



(資料出所) 農林水産省「食料需給表」(令和2年度)

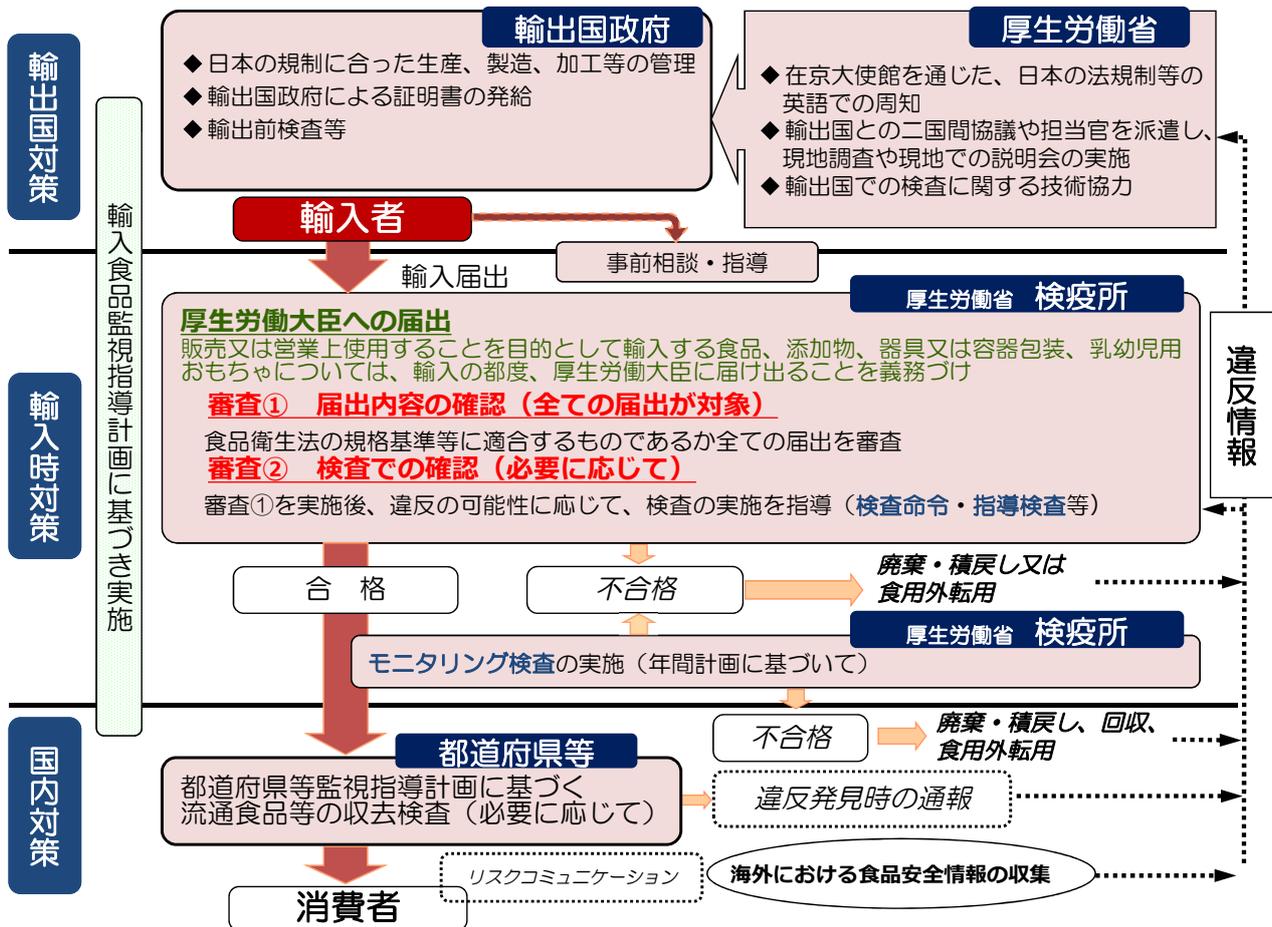
### 輸入食品件数・重量



(注) 昭和50年～平成18年は年次、平成19年以降は年度

(資料出所) 厚生労働省「輸入食品監視統計」(令和2年度)

# 監視体制の概要



3

## 令和2年度 輸入食品監視指導計画 監視指導結果

### ◆ 届出・検査・違反状況

届出件数 (件)	輸入重量 (万トン)	検査件数 (件)			検査合計件数 (件)	検査割合 (%)	違反件数 (件)	違反割合 (%)
		検査命令	モニタリング 検査	指導検査				
2,352,082	3,106	68,941	48,048	86,507	200,876	8.5	691	0.03

### ◆ モニタリング検査実施状況

- ✓ 計画数延べ99,730件に対し102,070件実施 (実施率約102%)

### ◆ 検査命令移行・解除品目

- ✓ 移行：8カ国の14品目
  - 中国産にんじんのトリアジメノール、ベトナム産青とうがらしのプロピコナゾール、ニュージーランド産はちみつのグリホサートなど
- ✓ 解除：10カ国の11品目
  - スペイン産うるち米のテブコナゾール、ベトナム産イカのクロラムフェニコール、ミャンマー産ごまの種子のアフラトキシンなど

4

## ◆海外情報への対応①

- ✓ 海外における健康被害に直結する食品のリコールなどの情報は、輸入食品の安全性を確保する上で、**迅速かつ的確に対応**することが極めて重要
- ✓ 厚生労働省では、海外の政府機関等が公表している情報を収集・分析
- ✓ リコール対象製品の輸入実績があった場合、回収を指示し、輸入時の監視体制を強化
- ✓ これらの情報は、輸入時のモニタリング検査の項目や検査対象品目の選定にも活用

5

## ◆海外情報への対応②

海外の政府機関

国立医薬品  
食品衛生研究所

食品安全委員会

など

FDA (米国)  
ホームページ

CFIA (カナダ)  
ホームページ

リコール情報

アウトブレイク情報

定期的  
に  
確認

**流通品の回収指示**

**輸入時の監視強化**

など

関連製品の輸入実績あり

情報の収集・分析

厚生労働省

6

## ◆海外情報への対応③

### ✓ リコール対象食品等の公表情報に関する主な政府機関等のホームページ

米国	食品医薬局 (FDA)	<a href="https://www.fda.gov/safety/recalls-market-withdrawals-safety-alerts">https://www.fda.gov/safety/recalls-market-withdrawals-safety-alerts</a>
	農務省食品安全検査局 (USDA,FSIS)	<a href="https://www.fsis.usda.gov/recalls">https://www.fsis.usda.gov/recalls</a>
	疾病予防管理センター (CDC)	<a href="http://www.cdc.gov/outbreaks/index.html">http://www.cdc.gov/outbreaks/index.html</a>
カナダ	食品検査庁 (CFIA)	<a href="https://recalls-rappels.canada.ca/en">https://recalls-rappels.canada.ca/en</a>
	公衆衛生庁 (PHA)	<a href="https://www.canada.ca/en/public-health/services/public-health-notices.html">https://www.canada.ca/en/public-health/services/public-health-notices.html</a>
オーストラリア	食品基準機関 (FSANZ)	<a href="http://www.foodstandards.gov.au/industry/foodrecalls/recalls/pages/default.aspx">http://www.foodstandards.gov.au/industry/foodrecalls/recalls/pages/default.aspx</a>
ニュージーランド	食品安全庁 (NZFSA)	<a href="https://www.mpi.govt.nz/food-safety-home/food-recalls-and-complaints/recalled-food-products/">https://www.mpi.govt.nz/food-safety-home/food-recalls-and-complaints/recalled-food-products/</a>
EU域内	RASFF	<a href="https://ec.europa.eu/food/safety/rasff/portal_en">https://ec.europa.eu/food/safety/rasff/portal_en</a>
国立医薬品食品衛生研究所	<a href="http://www.nihs.go.jp/kanren/shokuhin.html">http://www.nihs.go.jp/kanren/shokuhin.html</a>	
食品安全委員会	<a href="https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial">https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial</a>	

7

## ◆海外情報への対応④

### ✓ 令和2年度に確認を行った海外情報の概要

海外情報の分類	項目	件数
微生物汚染に関するもの	腸管出血性大腸菌、リステリア・モノサイトゲネスなど	213
残留農薬に関するもの	イミダクロプリド、チアメトキサムなど	13
残留動物用医薬品に関するもの	ロイコマラカイトグリーン	1
その他の化学物質に関するもの	エチレンオキシド、ヒスタミンなど	20
自然毒に関するもの	アフラトキシン、シアン化合物など	24
添加物に関するもの	二酸化硫黄、アスパルテームなど	7
異物混入に関するもの	金属片、ガラス片など	85
食物アレルギーに関するもの	表示の欠如	302
表示に関するもの	ミスラベル、偽装表示など	12
その他	製造不良、窒息のおそれなど	105
総計		782

8

# ◆海外情報への対応⑤

## ✓ 海外情報に基づき監視強化を行った主な事例（令和3年度）

海外情報の内容	対象国	対象食品
リステリア・モノサイトゲネスが検出され、現地にて自主回収	アイルランド	ナチュラルチーズ
サルモネラ属菌が検出され、現地にて自主回収	スペイン	ドライソーセージ
腸炎ビブリオによる食中毒が発生し、現地にて自主回収	オーストラリア	牡蠣

9

（食品リコール情報の報告制度）

## 食品等のリコール情報の報告制度の創設

○ 事業者による食品等のリコール情報を行政が確実に把握し、的確な監視指導や消費者への情報提供につなげ、食品による健康被害の発生を防止するため、事業者がリコールを行う場合に行政への届出を義務付ける。

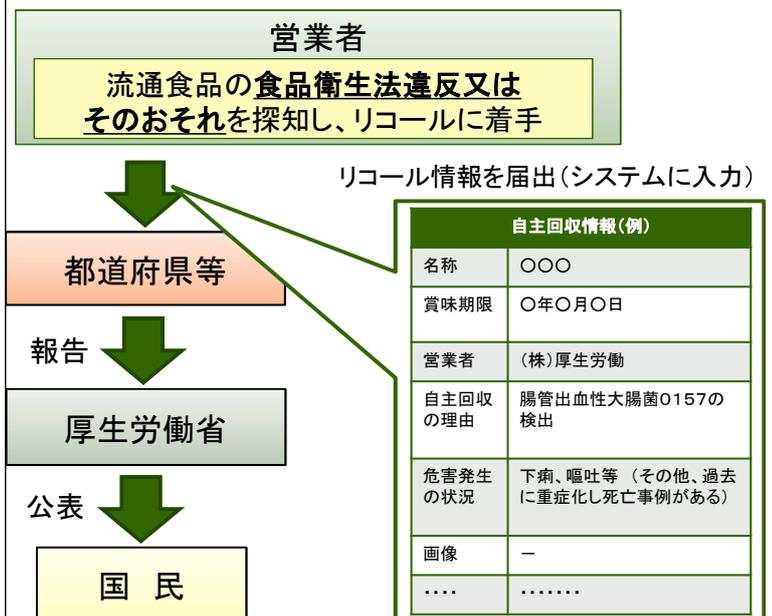
### 【報告対象】

- 食品衛生法に違反する食品等**  
法第59条の廃棄・回収命令の対象と同じ範囲であること。
- 食品衛生法違反のおそれがある食品等**  
違反食品等の原因と同じ原料を使用している、製造方法、製造ラインが同一であることで汚染が生じている等として事業者が違反食品等と同時に回収する食品等をいうこと。

### 【適用除外】

食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合として厚生労働省令・内閣府令で定めるときを除く。

- 当該食品等が不特定かつ多数の者に対して販売されたものでなく、容易に回収できることが明らかな場合  
(例) 地域の催事で販売された焼きそばについて、催事場内での告知等で容易に回収が可能な場合 等
- 当該食品等を消費者が飲食の用に供しないことが明らかな場合  
(例) 食品等が営業者間の取引に留まっており、卸売業者の倉庫に保管されている場合  
・食品等が消費期限又は賞味期限を超過している場合 等



### （監視指導への活用）

- ・データ分析
- ・改善指導
- ・他の商品への拡大の有無等の確認

### （消費者への情報提供）

- ・速やかな情報確認
- ・該当商品の喫食防止
- ・回収協力

10

## 輸出国における安全対策に関する協議

- ✓ 牛海綿状脳症（BSE）対策として、輸入牛肉について二国間協議を実施
- ✓ 食品安全委員会によるリスク評価結果に基づく輸入条件を設定（対日輸出プログラム）
- ✓ 輸出国当局や施設など現地の管理状況を確認
- ✓ オンラインによる現地査察を実施

11

## 令和4年度輸入食品監視指導計画（案）の主な内容

### 令和4年度の輸入食品監視指導の基本的方向

- ✓ 輸出国、輸入時、国内各段階での対策を継続して実施
- ✓ より効果的なモニタリング検査の実施に努め、必要な体制整備を検討
- ✓ 輸入時検査を中心とした監視体制に加え、輸出国での生産段階の安全性を確保する取組を継続

12

# 令和4年度輸入食品監視指導計画（案）について

## 1. 厚生労働省のホームページにおける情報提供

- 輸入手続、監視指導計画及び結果、統計情報、命令検査やモニタリング検査の実施通知、監視指導に関する通知等、違反事例、輸出国対策、FAQ等を掲載し、随時更新  
また、検疫所相談窓口、登録検査機関、外国公的検査機関などの一覧も掲載

日本語:[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/yunyu\\_kanshi/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html)

英語:[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/yunyu\\_kanshi/index\\_00017.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index_00017.html)

- 食品添加物、残留農薬、遺伝子組換え食品等の各種対策の概要、通知、Q&Aなどを掲載

日本語:[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/index.html)

英語:[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/index\\_00006.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/index_00006.html)



## 2. 意見交換会、説明会等

- 消費者、事業者等との意見交換会

毎年、消費者、食品関係事業者、関係団体、行政担当官等を対象に、意見交換会を開催

- パブリックコメントの実施

毎年、輸入食品監視指導計画（案）について、広く国民の皆様の意見・情報を募集

- 講演会等への講師派遣

地方自治体及び団体が主催する講演会等にも担当者を派遣

## 3. パンフレット等の作成

食品安全の取組に関するパンフレット、ポスターや動画を作成（日・英）



13

# ご清聴ありがとうございました

# 参考法令 参考資料

## 厚生労働省 食品安全情報

### 健康・医療 食品

- 災害関連情報
- トピックス
- 重要なお知らせ
- 施策情報
- 各施策情報
- 国民参加の場
- 便利な資料
- 関連審議会・検討会等
- 政策分野関連情報
- 政策分野に関連のサイト

食品の安全性確保を通じた国民の健康のために

食中毒の防止に万全を期すとともに、食品中の農業残留基準などの各種基準の策定に取り組むなど、私たちが毎日、口にする食品の安全性を確保するための施策を行っています。



English



輸入食品の監視



食品の安全性を確保するための検査



食内の安全性確保



食品安全に関する国際的な取組み

- 政策について
- 分野別の政策
- 健康・医療
  - 健康
  - 食品
  - 医療
  - 医療保険
  - 医薬品・医療機器
- 生活衛生
  - 水道
- 子ども・子育て
- 福祉・介護
- 雇用・労働
- 年金
- 他分野の取組
- 組織別の政策
- 各種助成金・制度

- ◆ 報道発表資料
- ◆ パブリックコメント
- ◆ 食品の安全に関するQ&A
- ◆ 食品関係用語集
- ◆ パンフレット
- ◆ 消費者向け情報
- ◆ 事業者向け情報
- ◆ 医師・医療機関向け情報
- ◆ 子ども向け情報
- ◆ 審議会・検討会
- ◆ コーデックス委員会
- ◆ 分野別施策
  - 輸入食品
  - 食品添加物
  - 食中毒
  - 残留農薬等
  - バイオテクノロジー応用食品
  - 健康食品
  - 器具・容器包装・おもちゃ
  - HACCP
  - BSE
  - 汚染物質
  - その他

# 輸入食品の安全を守るために

## 健康・医療 輸入食品監視業務

- 報道発表資料
- 施策紹介
- 関連情報

輸入食品の安全を守るために

カロリーベースで約6割を海外から輸入される食品に依存しているわが国において、今や輸入食品をなくして国民の食生活は成り立たないものとなっています。このため厚生労働省では、国民の「食の安全」を確保するための重要な課題として、輸入食品の安全性確保に取り組んでいます。



English

- ◆ トピックス
- ◆ 報道発表資料
- ◆ 輸入手続
- ◆ 監視指導・統計情報
- ◆ 違反事例
- ◆ 輸出国対策
- ◆ リスクコミュニケーション
- ◆ パブリックコメント
- ◆ Q&A
- ◆ その他の個別案件
- ◆ 食品衛生法の改正
- ◆ 参考資料

## トピックス

トピックス一覧

- 2021年12月20日掲載 ▶ 令和3年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果（中間報告）の公表 **NEW**
- 2021年11月10日掲載 ▶ 輸入食品に対する検査命令の実施
- 2021年10月29日掲載 ▶ 輸入食品に対する検査命令の実施
- 2021年10月26日掲載 ▶ 輸入食品に対する検査命令の実施
- 2021年9月13日掲載 ▶ 輸入食品に対する検査命令の実施

生活衛生

水道

子ども・子育て

福祉・介護

雇用・労働

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/yunyu\\_kanshi/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html)

17

# 国立医薬品食品衛生研究所の食品に関する情報

## 食品の安全性に関する情報

National Institute of Health Sciences

- ▶ **トピックス Update!**  
(新型コロナウイルス(2019-nCoV)に関する食品関連情報、欧米で発生しているA型肝炎ウイルス(HAV)感染アウトブレイクに関する食品製品のメタニル混入事案関連情報、その他)
- ▶ 「**食品安全情報**」  
(食品の安全性に関する国外の最新情報紹介)
- ▶ **食品中の微生物に関する情報 Update!**  
(新型コロナウイルス(2019-nCoV)に関する食品関連情報、欧米で発生しているA型肝炎ウイルス(HAV)感染アウトブレイクに関する食品製品のメタニル混入事案関連情報、HACCP関連情報など)
- ▶ **食品中の化学物質に関する情報**  
(食品添加物、残留農薬、動物用医薬品、汚染物質等に関する情報)

Archives

[食品衛生関連情報の効率的な活用に関するポータルサイト](#)  
(検査所や衛生研究所等の関連情報)

【ご利用にあたっての注意】

- ・本サイトの情報及び本サイトからリンクされているサイトを利用したことにより発生した損害等についての責任は一切負いかねますので、ご了承下さい。
- ・内容及びアドレスは予告なく変更又は削除されることがあります。

国立医薬品食品衛生研究所  
安全情報部 第二室・第二室

[NIHS ホームページ](#)

- ◆ トピックス
- ◆ 「食品安全情報」
- ◆ 食品中の微生物に関する情報
- ◆ 食品中の化学物質に関する情報
- ◆ 食品衛生関連情報の効率的な活用に関するポータルサイト

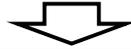
<http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/index.html>

18

# 食品等のリコール情報の報告制度のクラス分類

## 【食品等リコール報告制度の対象範囲】

- ①食品衛生法に違反する食品等
- ②食品衛生法違反のおそれがある食品等



## 【リコール食品等のクラス分類】

重篤な健康被害発生の可能性等を考慮し、Class I への分類を判断

基本的にClass II に分類

重篤な健康被害発生の可能性等を考慮し、Class III への分類を判断



### CLASS I

○喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い場合  
(主に食品衛生法第6条に違反する食品等)

(例)

- ・腸管出血性大腸菌に汚染された生食用野菜、ナチュラルチーズなど加熱せずに喫食する食品
- ・ボツリヌス毒素に汚染された容器包装詰食品
- ・アフラトキシン等発がん性物質に汚染された食品
- ・シール不良等により、腐敗、変敗した食品
- ・有毒魚(魚種不明フグ、シガテラ魚等)
- ・有毒植物(スイセン、毒キノコ等)
- ・硬質異物が混入した食品(ガラス片、プラスチック等)

### CLASS II

○喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が低い場合

(例)

- ・一般細菌数や大腸菌群などの成分規格不適合の食品

### CLASS III

○喫食により健康被害の可能性が、ほとんど無い場合

(例)

- ・添加物の使用基準違反食品
- ・残留基準に違反する野菜や果物のうち、その摂取量が急性参照用量を超えないもの

## ■ 主な食品衛生関係法規

- ❖ 食品安全基本法 (平成15年法律第48号)
- ❖ 食品衛生法 (昭和22年法律第233号)
  - ◆ 食品衛生法施行令 (昭和28年政令第229号)
  - ◆ 食品衛生法施行規則 (昭和23年厚生省令第23号)
- ❖ 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令 (乳等省令) (昭和26年厚生省令第52号)
- ❖ と畜場法 (昭和28年法律第114号)
- ❖ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 (平成2年法律第70号)
- ❖ 牛海綿状脳症対策特別措置法 (平成14年法律第70号)
- ❖ 既存添加物名簿 (平成8年厚生省告示第120号)
- ❖ 食品、添加物等の規格基準 (昭和34年厚生省告示第370号)
  - ◆ 食品一般の成分規格、製造・加工・調理・保存基準
  - ◆ 個別食品の規格基準
  - ◆ 添加物の成分規格・保存・製造・使用基準
  - ◆ 器具・容器包装・おもちゃ・洗浄剤の製造・使用基準

## ■ 食品安全基本法

### ❖ 第4条 食品供給行程における適切な措置

食品の安全確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない。

### ❖ 第6条 国の責務

国は、前3条に定める食品の安全性の確保についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### ❖ 第7条 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### ❖ 第8条 食品関連事業者の責務

食品の・・・、輸入、・・・を行う事業者は基本的理念にのっとり、自らが食品の安全確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講じる責務を有する。

21

## ■ 食品衛生法（国、都道府県等、食品等事業者の責務）

### ❖ 第2条 国及び都道府県等の責務

- ① 国、都道府県、地域保健法第5条第1項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）及び特別区は、教育活動及び広報活動を通じた食品衛生に関する正しい知識の普及、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供、食品衛生に関する研究の推進、食品衛生に関する検査の能力の向上並びに食品衛生の向上にかかわる人材の養成及び資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。
- ② 国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、食品衛生に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。
- ③ 国は、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究並びに輸入される食品、添加物、器具及び容器包装についての食品衛生に関する検査の実施を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するために必要な措置を講ずるとともに、都道府県、保健所を設置する市及び特別区に対し前2項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるものとする。

### ❖ 第3条 食品等事業者の責務

食品等事業者は、その・・・、輸入し、・・・又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

22

## ■ 食品衛生法（輸入食品監視指導計画）

### ❖ 第23条 輸入食品監視指導計画

- ① 厚生労働大臣は、指針に基づき、毎年度、翌年度の食品、添加物、器具及び容器包装の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画（以下「輸入食品監視指導計画」という。）を定めるものとする。
- ② 輸入食品監視指導計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 生産地の事情その他の事情からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項
  - 二 輸入を行う営業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項
  - 三 その他監視指導の実施のために必要な事項
- ③ 厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- ④ 厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画の実施の状況について、公表するものとする。